

長与町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 25年度の人件費率
25年度	人 42,508	千円 11,579,599	千円 620,014	千円 1,675,887	% 14.5	% 13.6

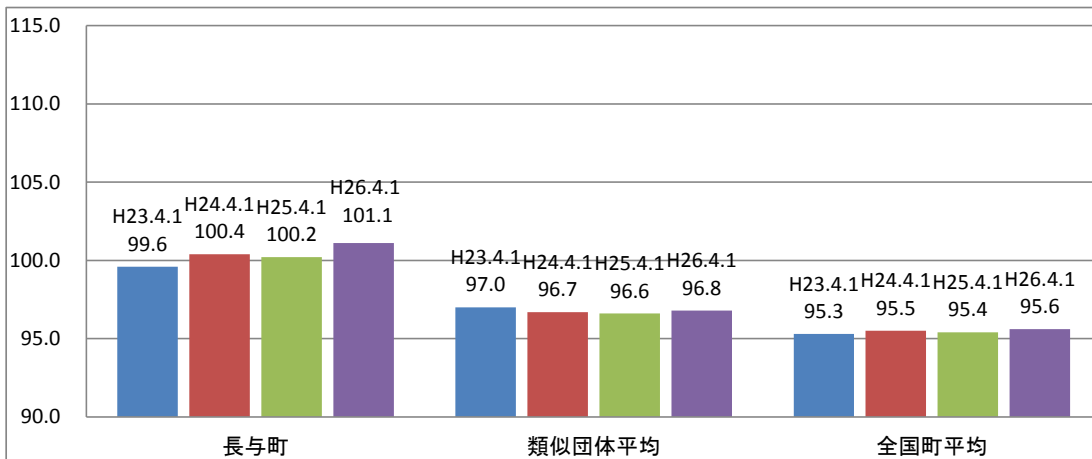
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 182	千円 630,466	千円 133,383	千円 242,155	千円 1,006,004	千円 5,527	千円 5,691

(注)1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の普通会計に属する人員です。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 「類似団体平均」とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員数が少ない本町では、経験年数区分の偏りが見られ、指数が大きく変動している。
また、学歴毎に算出するため、短大卒及び高卒で変動が顕著に表れており、指数が100を超えている。
今後は、人事評価等により昇給を見直す等の改善を行う予定である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。1級(全号俸)及び2級の初任給に係る号俸は引下げなし。

3級以上の級の高位号俸は50歳代後半層における官民の給与格差を考慮して最大4%程度引下げ。

激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

支給無し

③ その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、県に準じた見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給料月額、初任給等の状況(26年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
長与町	40.9 歳	312,162 円	388,513 円	343,398 円
長崎県	44.0 歳	334,300 円	416,196 円	368,726 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.3 歳	316,054 円	372,370 円	347,095 円

(注) 1 「平均給料月額」とは26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(26年4月1日現在)

区 分		長 与 町	長 崎 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(26年4月1日現在)

区 分		経験年数10年～15年	経験年数15年～20年	経験年数20年～25年
一般行政職	大 学 卒	286,900 円	350,300 円	369,600 円
	高 校 卒	— 円	— 円	— 円

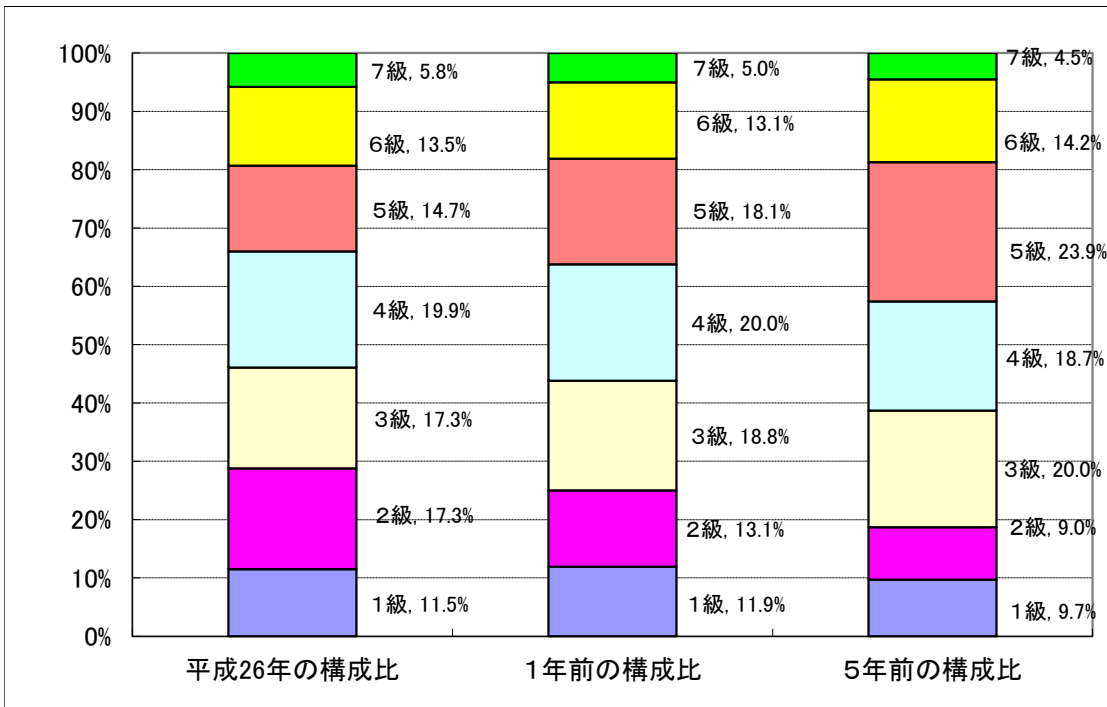
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(26年4月1日現在)

級	標準的な職務	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7	部長及び部長相当職	9 人	5.8 %	366,200 円	456,200 円
6	課長及び課長相当職	21 人	13.5 %	320,600 円	431,900 円
5	参事、課長補佐	23 人	14.7 %	289,200 円	415,600 円
4	副参事	31 人	19.9 %	261,900 円	407,200 円
3	係長、主査、主任	27 人	17.3 %	222,900 円	354,700 円
2	主事	27 人	17.3 %	185,800 円	307,800 円
1	主事	18 人	11.5 %	135,600 円	243,700 円
合 計		156 人	100.0 %		

(注) 1 長与町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度により、1年間の勤務成績が良好であるとされた職員が昇級します。成績が良好でない職員や病気等の理由により昇級期間の6分の1以上の日数を勤務しなかった職員は、昇級の号給が調整されます。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

長 与 町		長 崎 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,361 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,603 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~20%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

<p>育児休業職員および30日以上病気休暇取得者は減額を行いました。</p>

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

長 与 町			国		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 役職に応じた調整額の加算あり		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たり平均支給額	936 千円	25,168 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、長与町の全職種で、25年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当 (26年4月1日現在)

支給はありません。

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	539 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	11,967 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	22.3 %			
手当の種類(手当数)	7			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
税務手当	税務担当職員	町税の徴収、調査、検査、滞納処分等	342 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
感染症防疫作業手当	感染の危険がある作業等に従事する職員	感染症の病原体等に感染の危険のある作業、検疫、救護等	130 千円	作業1日につき1,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	業務担当職員	行旅病人及び行旅死亡人の収容または救護	千円	病人 1日につき2,000円 死亡人 1日につき5,000円
保健福祉指導手当	福祉担当職員	精神障害者等の家庭等を訪問し、指導を行った場合	千円	1日につき 1,000円
危険現場作業手当	業務担当職員	高所、急傾斜地または著しく困難な場所で検査等の作業を行った場合	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得業務手当	業務担当職員	公共事業の施行に伴う用地の取得や物件移転に関し困難な交渉を伴う場合	67 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害作業手当	業務担当職員	暴風等の荒天時に屋外において作業に従事した場合	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	65,763 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	424 千円
支給実績(24年度決算)	56,626 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	380 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)である。

(6) その他の手当(26年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 配偶者がいない場合の1人目 11,000 円 その他 6,500 円 満 16歳の年度初めから満 22 歳年度末までの間にある子 1人につき 5,000 円 加算	同じ		19,638 千円	213,458 円
住居手当	借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給 ・月額 23,000円以下の家賃 家賃月額 - 12,000円 ・月額 23,000円を超える家賃 (家賃月額 - 23,000円) × 1/2 + 11,000円 (最高 27,000円)	同じ		14,377 千円	281,908 円
通勤手当	通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給 ・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が 55,000円まで全額支給(長期定期価額を一括支給) ・交通用具利用者 距離に応じて 2,000円 ~ 31,600円を支給	同じ		7,006 千円	57,902 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 役職等に応じて給料月額の10%~15%	異なる	俸給表別・職務の級別の定額制	30,571 千円	536,325 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される 管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき 6,000円 ~ 12,000円	異なる	官職等に応じて 6,000円~18,000円	70 千円	11,667 円

5 特別職の報酬等の状況(26年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	町 長	857,000 円	(参考H26年度)類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	691,000 円	904,000 円/	383,500 円
報酬	議 長	343,000 円	486,500 円/	227,000 円
	副 議 長	285,000 円	419,300 円/	182,000 円
	議 員	258,000 円	390,000 円/	157,000 円
期末手当	町 長	(26年度支給割合)		
	副 町 長	2.60	月分	
退職手当	議 長	(26年度支給割合)		
	副 議 長	2.60	月分	
退職手当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	857,000円 × 5 × 在職年数	17,140,000 円	任期毎
	備 考	691,000円 × 3 × 在職年数	8,292,000 円	任期毎

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

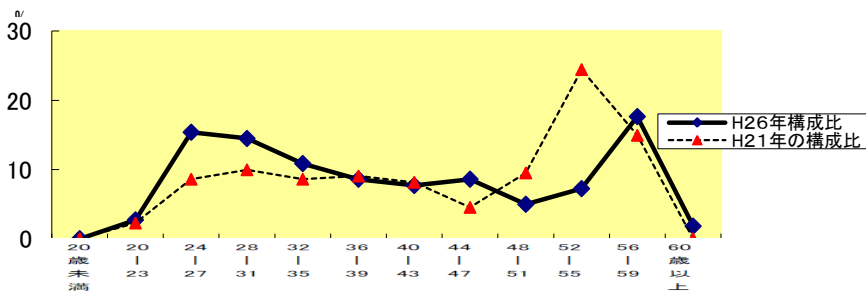
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
普通会計部門	議 会	4	4	0	税務事務の整理合理化 健康増進事務の整理合理化 再任用短時間職員の配置 < 参 考 > 人口1万人当たり職員数 36.46人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 51.20人
	総 務	56	56	0	
	税 務	18	19	△ 1	
	民 生	29	29	0	
	衛 生	18	19	△ 1	
	農林水産	9	10	△ 1	
	商 工	1	1	0	
	土 木	20	20	0	
	計	155	158	-3	
	教育部門	24	25	-1	
小 計	179	183	-4	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 42.11人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 67.04人	
公営企業 業計等部門	水 道	14	14	0	再任用短時間職員の配置 課内配置換え
	下水道	9	9	0	
	その他	20	21	-1	
小 計	43	44	-1		
合 計		222	227	-5	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 52.22人
		[229]	[229]	[0]	

- (注)1 職員数は、一般職に属する職員数である。
 2 教育長は教育部門に含まれています。
 3 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(26年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0人	6人	34人	32人	24人	19人	17人	19人	11人	16人	39人	4人	221人

(3) 職員数の推移

区分 部門	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	152	155	157	158	155	3 (2.0%)
教育	25	24	24	25	24	-1 (-4.0%)
警察	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
消防	0	0	0	0	0	0 (0.0%)
普通会計計	177	179	181	183	179	2 (1.1%)
公営企業等会計計	45	44	43	44	43	-2 (-4.4%)
総合計	222	223	224	227	222	0 (0.0%)

(注)1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 教育長は教育部門に含まれています。

(4) 定員管理診断及び類似団体との比較

○定員管理診断(普通会計職員数)

年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
長与町	177	179	181	183
試算値	266	249	256	251

注) 毎年4月1日現在における数値。

注) 地方公共団体定員管理調査報告値(教育長1名を含む)。

注) 定員管理診断とは、職員数と最も関連が深いと考えられる人口、面積、事業所数などの行政需要の指数との相関関係を多重回帰分析の手法により分析し、これを基礎として各地方公共団体の参考となる職員数を算出するものです。

○部門別定員管理診断(普通会計職員数)

	議会	総務	税務	民生	衛生	労働	農林水産	商工	土木	一般行政計	教育	消防	普通会計計
長与町	4	56	19	29	19	0	10	1	20	158	25	0	183
試算値	4	71	21	64	23	0	12	3	24	222	29	0	251

注) 平成25年4月1日現在における数値。

注) 地方公共団体定員管理調査報告値(教育長1名を含む)。

○住民1万人あたり普通会計職員数(H26.4.1)

全国<類似団体134団体>

(単位:人)

順位	市町名	住基人口	職員数	人口1万人 当たり職員数
1	福岡県志免町	45,700	177	38.73
2	長崎県長与町	42,508	179	42.11
3	兵庫県播磨町	34,830	148	42.49
4	愛知県大治町	30,942	132	42.66
5	福岡県篠栗町	31,608	137	43.34
6	福岡県宇美町	37,896	166	43.80
7	福岡県粕屋町	44,636	196	43.91
8	兵庫県稲美町	31,810	142	44.64
9	長崎県時津町	30,576	138	45.13
10	福岡県須恵町	27,234	123	45.16
11	群馬県吉岡町	20,289	92	45.34
12	福岡県岡垣町	32,561	150	46.07
13	福岡県新宮町	28,349	134	47.27
14	兵庫県太子町	34,613	164	47.38
15	福岡県水巻町	29,440	141	47.89
16	岐阜県岐南町	24,479	120	49.02
17	福岡県那珂川町	50,030	246	49.17
18	沖縄県西原町	35,337	175	49.52
19	沖縄県南風原町	36,584	185	50.57
20	岐阜県笠松町	22,448	114	50.78

県内<<21市町>>

(単位:人)

順位	市町名	住基人口	職員数	人口1万人 当たり職員数
1	長与町	42,508	179	42.11
2	時津町	30,576	138	45.13
3	大村市	94,002	524	55.74
4	波佐見町	15,231	85	55.81
5	諫早市	141,011	798	56.59
6	佐々町	13,709	82	59.81
7	長崎市	439,318	2,813	64.03
8	川棚町	14,666	96	65.46
9	雲仙市	47,234	332	70.29
10	島原市	47,935	343	71.56
11	佐世保市	262,093	2,060	78.60
12	東彼杵町	8,670	76	87.66
13	南島原市	50,444	454	90.00
14	西海市	30,518	288	94.37
15	平戸市	34,478	402	116.60
16	壱岐市	29,004	349	120.33
17	五島市	40,395	523	129.47
18	松浦市	24,710	339	137.19
19	対馬市	33,683	512	152.01
20	新上五島町	21,609	377	174.46
21	小値賀町	2,739	58	211.76

注) 類似団体とは、人口規模及び産業構造が類似した地方公共団体。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円 524,268	千円 138,785	千円 100,347	% 19.1	% 21.1

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費			一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	
25年度	人 14	千円 54,327	千円 9,022	千円 20,996	千円 6,025

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は平成26年3月31日現在の人員です。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
水道事業	43.0歳	309,874 円	368,577 円
長与町(一般職)	40.9歳	312,162 円	388,513 円
水道事業(全国平均)	—	—	—

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道事業		長 与 町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,500	千円	1,391	千円
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

普通会計と同じです。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給はありません。

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		33 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		3,250 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		71.4 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧 作業手当	全職員	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	7 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得 業務手当	全職員	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	全職員	料金の徴収及び給水停止業務に従事したとき	26 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	全職員	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	全職員	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	3,605 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	328 千円
支給実績(24年度決算)	3,101 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	282 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給</p> <p>配偶者 13,000円</p> <p>配偶者以外の扶養親族2人まで 1人につき 6,000円</p> <p>扶養手当の支給対象となっていない配偶者を有する職員の扶養親族のうち1人 6,500円</p> <p>配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円</p> <p>その他 1人につき (配偶者以外の扶養親族) 5,000円</p> <p>加算(16歳~22歳までの子がいる場合) 1人につき 5,000円</p>	同じ		2,148千円	214,800円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給</p> <p>・月額23,000円以下の家賃 家賃月額-12,000円</p> <p>・月額23,000円を超える家賃 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 (最高27,000円)</p>	同じ		972千円	324,000円
通勤手当	<p>通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給</p> <p>・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで 全額支給(長期定期価額を一括支給)</p> <p>・交通用具利用者 距離に応じて2,000円~31,600円を支給</p>	同じ		475千円	47,504円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>役職等に応じて給料月額の10%~15%</p>	同じ		1,790千円	596,657円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される</p> <p>管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき 6,000円~12,000円</p>	同じ		0円	0円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円 637,127	千円 238,194	千円 35,968	% 5.6	% 5.1

(注) 資本勘定支弁職員(2名)に係る職員給与費 12,731千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
25年度	人 7	千円 24,319	千円 2,609	千円 9,040	千円 35,968	千円 5,138

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は平成26年3月31日現在の人員です。

3 資本勘定支弁職員(2名)に係る職員給与費を含まない。

イ 特記事項

特にありません。

② 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
下水道事業	41.1歳	311,589 円	335,976 円
長与町(一般職)	40.9歳	312,162 円	388,513 円
下水道事業(全国平均)	—	—	—

③ 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下 水 道 事 業		長 与 町(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,381	千円	1,391	千円
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

普通会計と同じです。

ウ 地域手当(平成26年4月1日現在)

支給はありません。

エ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		32 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		6,400 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		55.6 %		
手当の種類(手当数)		5		
手当の種類	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
水道事業施設復旧 作業手当	処理場係、建設係	時間外に緊急に呼び出し等により上下水道施設の復旧作業に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
公共用地取得 業務手当	建設係、業務係	職員が公共事業の施行に伴う用地取得又は物件移転等に関し、現地において困難な交渉を伴う買収又は補償の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
料金徴収手当	業務係	使用料の徴収及び給水停止業務に従事したとき	32 千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
危険現場作業手当	処理場係、建設係	職員が高所、急傾斜地又は著しく困難な場所で検査等の業務に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日
災害現場業務手当	処理場係、建設係 業務係	職員が暴風等の荒天時に屋外において作業に従事したとき	千円	2時間以上及び夜間1,000円/日 2時間未満500円/日

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	429 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	72 千円
支給実績(24年度決算)	818 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	117 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(26年4月1日現在)

手 当 名	内 容 及 び 支 給 単 価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<p>扶養親族のある職員に対して支給</p> <p>配偶者 13,000円</p> <p>配偶者以外の扶養親族 1人につき 6,500円</p> <p>配偶者のいない職員の 扶養親族のうち1人 11,000円</p> <p>加算(16歳~22歳までの子が いる場合) 1人につき 5,000円</p>	同じ		624千円	156,000円
住居手当	<p>借家又は借間に居住し、家賃を支払っている職員又は自宅に居住し、世帯主である職員に支給</p> <p>・月額23,000円以下の家賃 家賃月額-12,000円</p> <p>・月額23,000円を超える家賃 (家賃月額-23,000円)×1/2+11,000円 (最高27,000円)</p>	同じ		0千円	0円
通勤手当	<p>通勤距離2km以上で、通勤のために交通機関等(列車、バス等)を利用し運賃等を負担している職員又は交通用具を使用する職員に支給</p> <p>・交通機関等利用者 1ヶ月あたりの運賃等相当額が55,000円まで 全額支給(長期定期価額を一括支給)</p> <p>・交通用具利用者 距離に応じて2,000円~31,600円を支給</p>	同じ		297千円	42,486円
管理職手当	<p>管理又は監督の地位にある職員に支給</p> <p>役職等に応じて10%~15%</p>	同じ		1,514千円	504,542円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職手当を受給している職員が、休日において臨時又は緊急の必要により勤務した場合に支給される</p> <p>管理職手当の支給区分に応じて勤務1回につき 6,000円~12,000円</p>	同じ		0千円	0円